

改正 平成30年 1月24日 原規技発第1801246号 原子力規制委員会決定

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規技発第1306193号）等の一部について次のように改正する。

平成30年1月24日

原子力規制委員会

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正について

原子力規制委員会は、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈等を別添新旧対照表のように改正する。

附 則

この規程は、試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則等の一部を改正する規則の施行の日（平成30年2月20日）より施行する。



○ 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規技発第 1306193 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第 9 条（溢水による損傷の防止等）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 <u>第 1 項</u>に規定する「発電用原子炉施設内における溢水」とは、発電用原子炉施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む）、消火系統等の作動、<u>使用済燃料貯蔵槽等のスロッシングその他の事象</u>により発生する溢水をいう。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 <u>第 2 項</u>に規定する「容器、配管その他の設備」には、次に掲げる設備を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ポンプ、弁</u></li> <li>・ <u>使用済燃料貯蔵プール（BWR）、使用済燃料貯蔵ピット（PWR）</u></li> <li>・ <u>サイトバンカ貯蔵プール</u></li> <li>・ <u>原子炉ウェル、機器貯蔵プール（BWR）</u></li> <li>・ <u>原子炉キャビティ（チャンネルを含む。）（PWR）</u></li> </ul>	<p>第 9 条（溢水による損傷の防止等）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 <u>第 1 項</u>規定する「発電用原子炉施設内における溢水」とは、発電用原子炉施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む）、消火系統等の作動又は使用済燃料貯蔵槽の<u>スロッシング</u>により発生する溢水をいう。</p> <p>3 （略）</p> <p>（新設）</p>

○ 実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（原規技発第 1306194 号（平成 25 年 6 月 19 日原子力規制委員会決定））

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第 12 条（発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止）</p> <p>1 第 1 項に規定する「発電用原子炉施設内における溢水の発生」とは、発電用原子炉施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む）、消火系統等の作動、<u>使用済燃料貯蔵プール（BWR）、使用済燃料貯蔵ピット（PWR）等のスロッシングその他の事象により発生する溢水をいう。</u></p> <p>2 第 1 項に規定する「防護措置その他の適切な措置」とは、発電用原子炉施設内部で発生が想定される溢水に対し、運転状態にある場合は原子炉を高温停止及び、引き続き低温停止することができ、並びに放射性物質の閉じ込め機能を維持できる措置をすること、また、停止状態にある場合は、引き続きその状態を維持できる措置をいう。さらに、<u>使用済燃料貯蔵プール（BWR）又は使用済燃料貯蔵ピット（PWR）</u>においては、プール冷却機能及びプールへの給水機能を維持できる措置をいう。</p> <p>3 <u>第 2 項に規定する「容器、配管その他の設備」には、次に掲げる設備を含む。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ポンプ、弁</u></li> <li>・ <u>使用済燃料貯蔵プール（BWR）、使用済燃料貯蔵ピット（PWR）</u></li> <li>・ <u>サイトバンカ貯蔵プール</u></li> <li>・ <u>原子炉ウエル、機器貯蔵プール（BWR）</u></li> <li>・ <u>原子炉キャビティ（チャンネルを含む。）（PWR）</u></li> </ul>	<p>第 12 条（発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止）</p> <p>1 第 1 項に規定する「発電用原子炉施設内における溢水の発生」とは、発電用原子炉施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む）、消火系統等の作動、<u>使用済燃料プール又は使用済燃料ピットのスロッシング</u>により発生する溢水をいう。</p> <p>2 第 1 項に規定する「防護措置その他の適切な措置」とは、発電用原子炉施設内部で発生が想定される溢水に対し、運転状態にある場合は原子炉を高温停止及び、引き続き低温停止することができ、並びに放射性物質の閉じ込め機能を維持できる措置をすること、また、停止状態にある場合は、引き続きその状態を維持できる措置をいう。さらに、<u>使用済燃料プール又は使用済燃料ピット</u>においては、プール冷却機能及びプールへの給水機能を維持できる措置をいう。</p> <p>（新設）</p>

改正後	改正前
<p>第26条（燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備）</p> <p>1～14 （略）</p> <p>15 第2項第4号ニに規定する「その機能が損なわれない」とは、落下した燃料体等やクレーン等の重量物によって使用済燃料貯蔵プール（BWR）の機能を失うような損傷は生じさせないよう必要な強度のライニングを施設すること。この場合において、クレーン等にあつては、適切な落下防止対策等を施すことにより、<u>使用済燃料貯蔵プール（BWR）</u>の機能を維持することとしてもよい。</p> <p>16～20 （略）</p>	<p>第26条（燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備）</p> <p>1～14 （略）</p> <p>15 第2項第4号ニに規定する「その機能が損なわれない」とは、落下した燃料体等やクレーン等の重量物によって使用済燃料プールの機能を失うような損傷は生じさせないよう必要な強度のライニングを施設すること。この場合において、クレーン等にあつては、適切な落下防止対策等を施すことにより、<u>使用済燃料プール</u>の機能を維持することとしてもよい。</p> <p>16～20 （略）</p>

改正後			改正前		
第47条（警報装置等）			第47条（警報装置等）		
1 （略）			1 （略）		
2 第1項における警報すべきそれぞれの場合に対しては、少なくとも以下のものが施設されていること。			2 第1項における警報すべきそれぞれの場合に対しては、少なくとも以下のものが施設されていること。		
第47条	BWR	PWR	第47条	BWR	PWR
その機械又は器具の機能の喪失、誤操作その他の異常により発電用原子炉の運転に著しい支障を及ぼすおそれが発生した場合	原子炉水位低又は高	加圧器水位低又は高	その機械又は器具の機能の喪失、誤操作その他の異常により発電用原子炉の運転に著しい支障を及ぼすおそれが発生した場合	原子炉水位低又は高	加圧器水位低又は高
	原子炉圧力高	原子炉圧力高		原子炉圧力高	原子炉圧力高
	中性子束高	中性子束高		中性子束高	中性子束高
	原子炉建屋放射能高	原子炉格納容器内放射能高		原子炉建屋放射能高	原子炉格納容器内放射能高
	主蒸気管放射能高	復水器排気放射能高		主蒸気管放射能高	復水器排気放射能高
第34条第1項第9号の放射性物質の濃度又は同条同項第12号及び第13号の線量当量率が著しく上昇した場合	排気筒放射能高	排気筒放射能高	第34条第1項第9号の放射性物質の濃度又は同条同項第12号及び第13号の線量当量率が著しく上昇した場合	排気筒放射能高	排気筒放射能高
	エリア放射線モニタ放射能高	エリア放射線モニタ放射能高		エリア放射線モニタ放射能高	エリア放射線モニタ放射能高
	周辺監視区域放射能高	周辺監視区域放射能高		周辺監視区域放射能高	周辺監視区域放射能高
流体状の放射性廃棄物を処理し、又は貯蔵する設備から流体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが発生した場合	機器ドレン、床ドレンの容器又はサンプの水位	機器ドレン、床ドレンの容器又はサンプの水位	流体状の放射性廃棄物を処理し、又は貯蔵する設備から流体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが発生した場合	機器ドレン、床ドレンの容器又はサンプの水位	機器ドレン、床ドレンの容器又はサンプの水位
第34条第1項第14号の水温が著しく上昇した場合若しくは水位が著しく下降した場合	使用済燃料貯蔵プール水温高	<u>使用済燃料貯蔵ピット</u> 水温高	第34条第1項第14号の水温が著しく上昇した場合若しくは水位が著しく下降した場合	使用済燃料貯蔵プール水温高	<u>使用済燃料ピット</u> 水温高
	使用済燃料貯蔵プール水位低	<u>使用済燃料貯蔵ピット</u> 水位低		使用済燃料貯蔵プール水位低	<u>使用済燃料ピット</u> 水位低
3～7 （略）			3～7 （略）		

○ 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原管P発第1306192号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第9条（溢水による損傷の防止等）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 <u>第1項</u>に規定する「発電用原子炉施設内における溢水」とは、発電用原子炉施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む）、消火系統等の作動、使用済燃料貯蔵槽等のスロッシングその他の事象により発生する溢水をいう。</p> <p>3 （略）</p>	<p>第9条（溢水による損傷の防止等）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 <u>第1項</u>に規定する「発電用原子炉施設内における溢水」とは、発電用原子炉施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む）、消火系統等の作動又は使用済燃料貯蔵槽のスロッシングにより発生する溢水をいう。</p> <p>3 （略）</p>

○ 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（原管P発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第12条（発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止）</p> <p>1 第1項に規定する「発電用原子炉施設内における溢水の発生」とは、発電用原子炉施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む）、消火系統等の作動、<u>使用済燃料貯蔵プール（燃料池）等のスロッシングその他の事象により発生する溢水をいう。</u></p> <p>2 第1項に規定する「防護措置その他の適切な措置」とは、発電用原子炉施設内部で発生が想定される溢水に対し、運転状態にある場合は原子炉を高温停止及び、引き続き低温停止することができ、並びに放射性物質の閉じ込め機能を維持できる措置をすること、また、停止状態にある場合は、引き続きその状態を維持できる措置をいう。さらに、<u>使用済燃料貯蔵プール（燃料池）</u>においては、プール冷却機能及びプールへの給水機能を維持できる措置をいう。</p>	<p>第12条（発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止）</p> <p>1 第1項に規定する「発電用原子炉施設内における溢水の発生」とは、発電用原子炉施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む）、消火系統等の作動、<u>使用済燃料プール（燃料池）のスロッシング</u>により発生する溢水をいう。</p> <p>2 第1項に規定する「防護措置その他の適切な措置」とは、発電用原子炉施設内部で発生が想定される溢水に対し、運転状態にある場合は原子炉を高温停止及び、引き続き低温停止することができ、並びに放射性物質の閉じ込め機能を維持できる措置をすること、また、停止状態にある場合は、引き続きその状態を維持できる措置をいう。さらに、<u>使用済燃料プール（燃料池）</u>においては、プール冷却機能及びプールへの給水機能を維持できる措置をいう。</p>



改正後	改正前
<p>第25条（燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備）</p> <p>1～14 （略）</p> <p>15 第2項第4号ニに規定する「その機能が損なわれない」とは、落下した燃料体やクレーン等の重量物によって<u>使用済燃料貯蔵プール</u>の機能を失うような損傷は生じさせないよう必要な強度のライニングを施設すること。この場合において、クレーン等にあつては、適切な落下防止対策等を施すことにより、<u>使用済燃料貯蔵プール</u>の機能を維持することとしてもよい。</p> <p>16～20 （略）</p>	<p>第25条（燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備）</p> <p>1～14 （略）</p> <p>15 第2項第4号ニに規定する「その機能が損なわれない」とは、落下した燃料体やクレーン等の重量物によって<u>使用済燃料プール</u>の機能を失うような損傷は生じさせないよう必要な強度のライニングを施設すること。この場合において、クレーン等にあつては、適切な落下防止対策等を施すことにより、<u>使用済燃料プール</u>の機能を維持することとしてもよい。</p> <p>16～20 （略）</p>

- 試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規研発第 1311271 号（平成 25 年 1 月 27 日 原子力規制委員会決定））

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第 9 条（溢水による損傷の防止等）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 第 1 項に規定する「試験研究用等原子炉施設内における溢水」とは、試験研究用等原子炉施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。）、消火系統等の作動、原子炉等のタンク、<u>容器、使用済燃料貯蔵槽等のスロッシングその他の事象</u>により発生する溢水をいう。</p> <p>3 （略）</p>	<p>第 9 条（溢水による損傷の防止等）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 第 1 項に規定する「試験研究用等原子炉施設内における溢水」とは、試験研究用等原子炉施設内に設置された機器及び配管の破損（地震起因を含む。）、消火系統等の作動、原子炉等のタンク、<u>容器又は使用済燃料貯蔵槽のスロッシング</u>により発生する溢水をいう。</p> <p>3 （略）</p>